

会 員 各 位

公益社団法人 川口市シルバー人材センター

就業基準に関する要綱の一部改正について（お知らせ）

春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。さて、標記の件に関して、当センターでは、ワークシェアリングを目的として平成19年に要綱を制定し運用してきましたが、近年の、諸般の社会情勢の変化（定年制延長等）に伴い、会員及び新規入会者の平均年齢が上昇しています。

つきましては、現下の社会情勢に鑑み、下記のとおり要綱の一部を改正することをお知らせ致します。

記

- 1 要 綱 名 : 「公益社団法人川口市シルバー人材センター就業基準に関する要綱」
- 2 改正期日 : 令和8年4月1日
- 3 主な改正箇所: 第5条 2項

[旧要綱（令和8年3月31日まで）]

78歳以上で、就業期間が5年以上経過している会員は、安全面並びに後継者育成等を考慮し、原則として第2条に規定する同一箇所での同一業務の就業を終了する。



[改正後要綱（令和8年4月1日より）]

80歳以上で、就業期間が5年以上経過している会員は、安全面並びに後継者育成等を考慮し、原則として第2条に規定する同一箇所での同一業務の就業を終了する。

新要綱全文

公益社団法人川口市シルバー人材センター就業基準に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人川口市シルバー人材センター（以下「センター」）という。）の基本理念及び就業規約に基づき、ワークシェアリングを推進し、より多くの会員に就業の機会を提供することを目的とする。

(対象となる業務)

第2条 この要綱の対象となる業務については継続的な業務とする。ここでいう継続的な業務とは、契約内容が年間を通じ、同一箇所での同一業務の就業で、1週間の就業日数が概ね3日以上をいう。

(就業時間)

第3条 就業時間は、就業規約第5条に基づき、1日につき8時間以内を原則とし、1週間の就業時間は20時間以内を目安とする。

(就業の提供)

第4条 就業の提供については、入会申込書記載の希望職種を参考に現在の会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能及び経験を考慮し、会員の合意を得たうえで提供するものとする。

(就業期限)

第5条 就業期限は、発注者との契約に基づき1年以内とし、次年度も継続する見込みのあるときは、その期限を更新することができるものとする。

2 80歳以上で、就業期間が5年以上経過している会員は、安全面並びに後継者育成等を考慮し、原則として第2条に規定する同一箇所での同一業務の就業を終了する。なお、就業年数を算定するにあたっては、就業を開始した年度は含まないものとする。

3 年齢の算定日は4月1日現在とし、9月30日を就業期限とする。

4 特に発注者からの要望がある場合や、受託業務の履行に支障をきたすと適正就業推進委員会（以下「委員会」という。）で認めた場合、または就業を希望する会員がいない場合は、継続することができる。

5 委員会は、就業期限満了の会員に対し、個別面談で意見を聞き、円滑な運用に努めるものとする。

6 就業期限を迎えた会員に対しては、可能と思われる他の就業機会の提供に努めるものとする。

(就業の終了)

第6条 会員は、前条に規定する事項のほか、就業規約第8条及び就業上不適格な会員に対する措置に関する要綱第2条に該当し措置を要する場合は、就業期限前であってもその就業を終了する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。